

2024年4月9日

## 投資者による企業の財務業績の分析を支援する新たな IFRS 会計基準

国際会計基準審議会 (IASB) は本日、財務諸表において表示及び開示される情報の有用性を改善する作業を完了した。新基準である [IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」](#) は、企業の財務業績に関してより透明性と比較可能性の高い情報を投資者に提供することによって、より良い投資意思決定を可能にする。本基準は IFRS 会計基準を使用するすべての企業に影響を与える。

IFRS 第 18 号は、企業の財務業績の報告を改善し、企業分析及び比較のためのより良い基礎を投資者に提供する 3 つの新たな要求事項を導入している。

**損益計算書の比較可能性の改善**—現在、損益計算書について指定された構造はなく、企業は損益計算書に含める小計を企業自身で選択している。営業利益を報告する企業は多いが、営業利益の計算方法は企業によって異なり、比較可能性が損なわれている。<sup>1</sup> IFRS 第 18 号は、損益計算書の構造を改善するために、収益及び費用について 3 つの定義されたカテゴリー (営業、投資、財務) を導入し、また、すべての企業に営業利益を含む新たな定義された小計を提供することを要求している。改善された構造と新たな小計は、企業の業績を分析するための一貫した出発点を投資者に提供し、企業間比較を容易にするだろう。

**経営者が定義した業績指標 (MPMs) の透明性の向上**—多くの企業が、代替的業績指標ともよく呼ばれている企業固有の指標を提供している。投資者はこの情報を有用と考えているが、ほとんどの企業は、これらの指標がどのように計算され、損益計算書で要求される指標とどのように関連するかについて、投資者の理解が得られるように十分な情報を現在提供していない。したがって IFRS 第 18 号は、経営者が定義した業績指標と呼ばれる、損益計算書に関連する企業固有の指標に関する説明を開示することを企業に要求している。新たな要求事項は、経営者が定義した業績指標の規律と透明性を改善し、また、経営者が定義した業績指標を監査の対象とすることになるだろう。

**財務諸表におけるより有用な情報のグルーピング**—投資者による企業の業績の分析は、企業により提供される情報が要約され過ぎていたり、詳細過ぎたりする場合には妨げられる。IFRS 第 18 号は、基本財務諸表<sup>2</sup>または注記において情報を集約及び分解する方法及び情報を提供するか否かについて、拡張したガイダンスを定めている。当該変更によって、より詳細で有用な情報が提供されると見込まれている。IFRS 第 18 号はまた、営業費用に関するさらなる透明性の提供を企業に要求し、投資者が必要な情報を探し出して理解できるよう支援している。

<sup>1</sup> IASB による 100 社を対象とした調査によると、60 社以上が営業利益の金額を報告しているが、その計算には少なくとも 9 通りの異なる方法が使用されていた。

<sup>2</sup> 基本財務諸表は損益計算書、包括利益を表示する計算書、財政状態計算書 (貸借対照表)、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書から構成される。

アンドレアス・バーコウ IASB 議長は次のように述べた。

「IFRS 第 18 号は、IFRS 会計基準が 20 年以上前に導入されてから、企業の財務業績の表示に対する最も重要な変更をもたらすこととなる。IFRS 第 18 号は企業の財務業績に関するより良い情報を投資者に提供し、投資者の分析にとって一貫した分析の起点となるだろう。」

IFRS 第 18 号は 2027 年 1 月 1 日以後開始する年次報告期間に発効するが、企業は IFRS 第 18 号を早期適用することができる。IFRS 第 18 号によって生じる企業の報告への影響は、企業の現在の報告実務と IT システムによって決まる。

IFRS 第 18 号、設例及び結論の根拠は、IFRS 財団ウェブサイト ([ifrs.org](https://www.ifrs.org)) の有料会員には利用可能です。

追加的な資料は[プロジェクトページ](#)にて参照可能です。

以上